

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する  
平成13年度の活動方針について（案）

平成13年度において、男女共同参画会議が重点的に監視を行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、「国の審議会等委員への女性の参画の促進」、「女性国家公務員の採用・登用等の促進」及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について（平成13年7月6日閣議決定）に係る施策」とする。

(参考配布)

平成13年度において男女共同参画会議が重点的に監視を行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策として、(案)に記載する施策を取り上げる理由

「国の審議会等委員への女性の参画の促進」及び「女性国家公務員の採用・登用等の促進」

府省統一的な施策で、政府全体としての取組が求められているものについては、男女共同参画会議における監視の実施方針(案)7.(2)イ.にあるとおり、重点的に監視する施策として優先的に取り上げることとされている。

これらについては、今後、順次、実施状況を監視していくこととされているところであるが、その中でも上記の施策は、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る上で、男女共同参画推進本部決定を行い、政府全体での取組を強化することとされている中核的な施策であることを考慮した。

「仕事と子育ての両立支援策の方針(平成13年7月6日閣議決定)に係る施策」

仕事と子育ての両立支援策については、男女共同参画基本計画において基本的な施策が盛り込まれているところであるが、家庭生活における活動と仕事その他の活動を両立させ、安心して子育てができる社会を築くことが緊急の政策課題であるとして、男女共同参画会議において早急に検討すべきとの総理の指示により、専門調査会を設置し、その検討結果を基に両立支援策の方針に関して会議決定、閣議決定を行っている。

「待機児童ゼロ作戦」や「放課後児童の受け入れ体制の充実」については、総理の所信表明演説や「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」にも盛り込まれるなど、国民の関心も高い男女共同参画社会の形成促進に関する重要施策である。

こうした点に加え、上記の施策が男女共同参画会議における監視の実施方針(案)7.(2)ア.に該当し、重点的に監視する施策として優先的に取り上げることとされていることを考慮した。